一　全国トマト加工品業公正取引協議会（委員長　根岸　康二）の申請に係るトマト加工品の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年七月十七日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

トマト加工品の製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十号トマト加工品の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第２条第１項第４号イ中「酸味料」の次に「（かんきつ類の果汁を含む。以下同じ。）」を、「（アミノ酸等）等（」の次に「野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。）以外の農畜水産物及び」を加え、同項第６号イ中「糊料等（」の次に「たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに」を加え、同項第７号中「９パーセント」を「８パーセント」に改め、同号イ中「着色料」を「野菜類以外の農畜水産物」に改め、同項第８号中「加工品を加え」を「加工品」に改め、同項第９号イ中「カルシウム塩等（」の次に「野菜類以外の農畜水産物及び」を加え、同項第10号中「２つ割り等」を「立方形等」に改め、同条第２項中「表示して販売する事業を行う者」の次に「であって、この規約に参加するもの」を加える。

第３条第１項第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第10号までを１号ずつ繰り上げる。

第６条の見出しを「（全国トマト加工品業公正取引協議会）」に改め、同条を同条第３項とし、同項の前に次の二項を加える。

この規約の目的を達成するため、全国トマト加工品業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

２　公正取引協議会は、事業者をもって構成する。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第３条第１項に掲げる規定に係る表示については、平成22年６月17日までは、なお従前の例によることができる。

○公正取引委員会告示第十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十二年公正取引委員会告示第四十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　全国トマト加工品業公正取引協議会（委員長　根岸　康二）の申請に係るトマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年七月十七日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

トマト加工品の製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十一号トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第２条第２項中「表示して販売する事業を行う者」の次に「であって、この規約に参加するもの」を加える。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

○公正取引委員会告示第十二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、食酢の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年三月十日公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　全国食酢公正取引協議会（委員長　中埜又左ヱ門和英）の申請に係る食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年七月十七日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

食酢の製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十二号食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第２条第１号中「若しくは果実」を「、果実」に改め、「果実酒等の加工品を含む。以下同じ。）」の下に「、野菜（野菜の搾汁等の加工品を含む。以下同じ。）、その他の農産物（さとうきび等及びこれらの搾汁を含む。以下同じ。）若しくははちみつ」を加え、「これらに」を「これに」に改め、同項第２号中「若しくは果実」を「、果実、野菜、その他の農産物若しくははちみつ」に改め、同項第４号中「酢酸を除く。）」に改め、「含有率」の下に「（それぞれ酸度を4.0%に換算したときの含有率をいう。以下同じ。）」を加え、同条第４項中「使用したもの」の下に「（穀類及び果実以外の農産物並びにはちみつを使用していないものに限る。）」を加え、同条第５項中「使用したもの」の下に「であって、この規約に参加するもの」を加える。

第４条中「第３条」を「前条」に改める。

第７条第３号中「又は果実」を「、果実、野菜、その他の農産物又ははちみつ」に改め、同条第５号中「第６条」を「前条」に改める。

第８条第２項中「この規約に参加する」を削る。

第11条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「又は違約金を課し」を「違約金を課し」に改める。

第12条第１項中「第11条第２項」を「前条第２項」に改める。

附　則

この規約は、公正取引委員会の認定の告示があった日（平成21年７月31日）から施行する。

ただし、平成24年３月31日までは、なお従前の例によることができる。

○金融庁・総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第１号の規定に基づき、平成十九年金融庁・総務省告示第１号（郵政民営化法第百八条第１号に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

総務大臣　佐藤　勉

第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の１号を加える。

五　長野県下伊那郡平谷村、同郡泰阜村の区域

第一号を第三号とし、第１号を第二号とし、同号の前に次の１号を加える。

一　群馬県多野郡上野村の区域

附　則

この告示は、平成二十一年八月十四日から施行する。